

建設委員会資料

R2. 6. 19

新型コロナウイルス感染症対策の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて

道路河川管理課

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、国からの要請に基づき、テイクアウトやテラス営業等のための仮設施設を道路上に設置できるよう、道路占用の許可基準を緩和する。

2 理 由

「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道飲食店等が、路上利用により、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行えるようにするため。

3 許可の要件

(1) 占用主体

次のいずれかの者が一括して占用するものに限る。

ア 地方公共団体

イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ウ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

(2) 占用の期間

当面、令和2年11月30日までとし、12月1日以降の取扱いについては、実施状況を踏まえて検討する。

(3) 占用の場所

道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所とし、歩道上においては、十分な歩行空間（原則2m以上）を確保すること。

4 道路占用料

免除とする。

5 その他

(1) 県内市町には、国土交通省からの通知を情報提供済である。

(2) 周知については、商工関係団体を通じて行うこととする。

(3) 道路交通法の道路使用許可申請手数料については、道路占用料と同様、免除される。